

指名停止措置について

令和5年3月6日
消費者庁

1. 指名停止業者

(株)博報堂、(株)東急エージェンシー、(株)セイムトゥー

2. 指名停止措置理由

令和5年2月28日、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会が発注した入札を巡る談合事件について、独占禁止法違反の容疑で、法人として起訴されたことは、消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領別表第5（独占禁止法違反行為）の措置要件に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。

3. 指名停止期間

令和5年3月6日から令和5年12月5日（9か月）

<消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 指定区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2か月以上 9か月以内